

従業員の仕事と子育ての 両立支援に向けた 雇用環境整備を後押しします！

NEW!! 専門家派遣

無料

子育て支援企業応援
アドバイザー派遣

NEW!! 奨励金

一律
20万円支給
(加算あり)

子育て支援企業応援奨励金
(従業員 100 人以下の中小事業者対象)

長く勤めてもらいたい

今は対象者がいないけど
将来に備えて制度を整えたい

雇用環境をよりよくしたい



従業員が妊娠・出産、子育てをしながら安心して働くことのできる
職場を目指す第一歩に！ぜひご活用ください！

事業の詳細は中面へ！

まずは専門家へご相談を！

子育て支援企業応援アドバイザー派遣 New!!

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に関する様々な課題の解決を支援するため、市内中小事業者へ無料で専門家（社会保険労務士）を派遣します。

一般事業主行動計画や就業規則などについても相談できます。

費用 無料

時間・回数 1事業者につき1回2時間以内・4回まで

申込方法 市ウェブページに掲載の申請書により申込

市ウェブ



子育て支援企業応援奨励金 New!!

従業員の仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に新たに取り組んだ市内中小事業者へ奨励金を支給します。

奨励金額

1事業者につき、一律20万円

※従業員の奨学金返還支援制度を新たに導入した場合、さらに5万円を加算。

対象

市内に本店及び事業所を有し、常時雇用する従業員が100人以下の中小事業者である
平塚市イクボス宣言企業※1

交付要件
(他要件あり)

- ①一般事業主行動計画※2を策定・届出・公表・従業員へ周知しており、計画期間内であること
- ②一般事業主行動計画の届出において次世代育成支援対策の内容として定めた事項が3項目以上あること
- ③一般事業主行動計画に基づき、令和6年4月1日以降新たに就業規則を定め又は改定していること

市ウェブ



主な必要書類

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②事業者情報調査書（第2号様式）
- ③就業規則確認報告書（第3号様式）
- ④誓約書（第4号様式）
- ⑤一般事業主行動計画
- ⑥一般事業主行動計画届出の写し
- ⑦一般事業主行動計画を外部へ公表したことを明らかにする書類
- ⑧一般事業主行動計画を従業員へ周知したことを明らかにする書類
- ⑨就業規則及び諸規程の写し（改定前後）
- ⑩平塚市イクボス宣言企業であることが確認できる書類

その他必要書類
あり！市ウェブを
ご確認ください。

【奨学金返還支援制度導入加算を受ける場合↓】

- ⑪従業員の奨学金返還支援制度について規定する前後の就業規則及び諸規程の写し



アドバイザー派遣・子育て支援企業応援奨励金についてのお問合せ先

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

TEL 0463-21-9758 (平日8時30分から17時まで)

MAIL sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

制度の活用前には
必ず市ウェブで詳細を
ご確認ください。

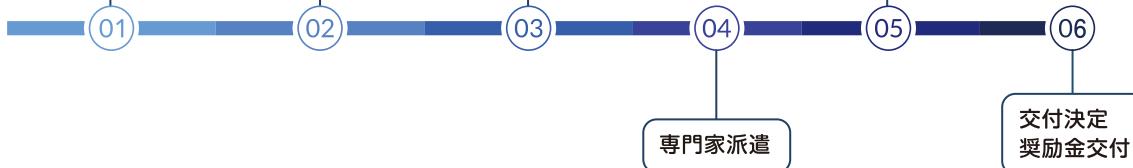


申請の流れ

事業者

- 一般事業主行動計画を策定・届出・公表・周知
一般事業主行動計画に基づき、就業規則を策定(改定)
専門家による就業規則の事前確認依頼

アドバイザー派遣制度も併せてご活用ください！



申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日 (当日消印有効)

※申請は1事業者につき1回限り。なお、予算の範囲を超えた場合は、期間内に受付を終了することがあります。

書類の提出先

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市産業振興部産業振興課 平塚市子育て支援企業応援奨励金担当 宛



※1 平塚市イクボス宣言企業登録制度

働きながら子育てや介護をしたり、趣味の時間を充実できるよう、従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するために、「男女がともに働きやすい環境づくり」や「子育て、介護を行う従業員への支援」などに積極的に取り組んでいる企業・事業所を登録する制度です。

対象

平塚市内に事業所等を置き、経営者の他、正規社員を2人以上雇用している企業及び団体

お問合せ先

平塚市人権・男女共同参画課
TEL: 0463-21-9861 (平日 8時30分から17時まで)

市ウェブ



※2 一般事業主行動計画(次世代法)

一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。

お問合せ先

神奈川労働局雇用環境・均等部 指導課
TEL: 045-211-7380 (平日 8時30分から17時15分まで)

さらに!

くるみん認定

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。
一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が認定申請できます。

その他関連事業

①正規雇用促進補助金

補助率引き上げ & 対象労働者拡充！

事業者対象

市内在住の就職困難者※1 や子育て世代の女性※2 の市内事業者への正規雇用を促進するため、事業者が負担する経費の一部を補助します。

補助率

雇用契約書又は労働条件通知書で定める月額基本給

2分の1(上限60万円)

(月額上限10万円の最大6ヶ月相当分)

3ヶ月ごとに2回申請 or 6ヶ月で1回申請が可能



市ウェブ

対象

市内に事業所がある中小事業者

申請期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日

※1 障がい者、就職氷河期世代、ひとり親家庭、生活保護受給者、妊娠／出産／育児を理由に離職し1年を超える者、雇用保険の高年齢被保険者、国の「トライアル雇用助成金」又は「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた者
※2 30歳～37歳の女性（38歳～53歳の方は就職氷河期世代にあたります）

②DX人材育成体制構築奨励金

New!!

事業者対象

労働者の雇用環境整備のため、デジタル人材の育成、能力開発をはじめとする社内の人材育成体制整備に取り組む企業を奨励します。専門家（ITコーディネータ）の派遣制度もご活用いただけます。

奨励金額

1事業者につき、一律10万円

対象

市内に本店及び事業所がある中小事業者

交付要件

新たに「事業内職業能力開発計画」を作成し、従業員へ周知していること

申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日



市ウェブ

③産後パパ育休取得応援交付金

New!!

平塚市では、男性の育児参加を促進し、子どもと触れ合う時間や家族と過ごす時間を育む環境を創出できるよう支援するとともに、子の母が子育てを一人で抱え込むことがないように育児休業等を取得した方に対し、産後パパ育休取得応援交付金を交付します。

男性従業員対象



市ウェブ

交付額 **10万円**

対象

平塚市の住民基本台帳に父母と子の登録があり、子の出生後8週間以内に4週間（28日）以上の育児休業等を取得し、かつ健康課主催の母親父親教室に参加、「パパ育宣言（結果報告含む）」を提出した男性従業員

④母親父親教室（あかちゃん誕生準備編）

市民対象



市ウェブ

対象

妊娠8か月以降の妊婦さんとその夫（パートナー）



各種事業のお問合せ先

①正規雇用促進補助金

②DX人材育成体制構築奨励金

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

TEL **0463-21-9758**

③産後パパ育休取得応援交付金

④母親父親教室

平塚市健康課（保健センター）

TEL **0463-55-2111**

制度の活用前には必ず市ウェブで詳細をご確認ください。